

「第12次静岡県交通安全計画（案）」に対して意見表明

日本損害保険協会中部・北陸支部静岡損保会（会長：小田 晋也・三井住友海上火災保険株式会社 静岡支店長）では、2026年3月26日付で静岡県から公表された「第12次静岡県交通安全計画（案）」に係るパブリックコメントに対し、意見表明を行いました。

《パブリックコメントの概要》

第12次静岡県交通安全計画は、交通安全対策基本法第25条第1項の規定により、国の作成する交通安全基本計画に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間に講ずべき、静岡県の区域における陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めるもの。

《意見内容の概要》

該当箇所	意見内容
<p>P14 （4）自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 3段落目 「また、全ての自転車利用者へのヘルメットの着用促進とともに、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進」</p> <p>P36 2 交通安全思想の普及徹底 3段落目 「特に、高齢化が進展する中で、・・・特に中高生に対して、自転車事故が最も多くなる年代となることを踏まえた基本的な交通ルールを周知徹底するとともに、ヘルメット着用促進等の交通安全教育を強化する。」</p> <p>P44 ウ 自転車の安全利用の推進 「(ア) 自転車の安全対策の強化」 2つ目の○ 「自転車利用者に歩行者優先の意識を根付かせるための交通安全教育を推進するとともに、関係事業者の協力も得ながら、自転車の点検整備や加害者になった場合の備えとして損害賠償責任保険等への加入促進等の広報啓発を推進する。」</p>	<p>道路交通法改正（2023年4月施行）においてヘルメット着用は努力義務、静岡県自転車条例（2019年4月施行）において損害賠償責任保険等への加入や児童・中学生の通学時のヘルメット着用は義務となっており、法令が導入されてそれぞれ3年・6年が経過しているため、「促進」ではなく「指導啓発」とすべきではないか。</p> <p>例えば、「全ての自転車利用者に対して、道路交通法や静岡県自転車条例に基づき、ヘルメットの着用、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入等について指導啓発する」、「道路交通法や静岡県自転車条例に基づくヘルメット着用義務等の交通安全教育を強化する」、「自転車の点検整備や加害者になった場合の備えとして、静岡県自転車条例に基づき、損害賠償責任保険等への加入義務に関する広報啓発を推進する。」といった記載を検討いただきたい。</p>
<p>P14 （4）自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 3段落目 「通勤や配達目的の自転車利用者による交</p>	<p>「通勤」や「配達」に加えて、「通学」の追記を検討いただきたい。</p> <p>「Ⅱ 講じようとする対策」においても「1（1）イ 通学路等における交通安全の確保」や「1（9）ア 安全で快適</p>

<p>通事故の防止についての指導啓発等の対策を推進する」</p>	<p>な自転車利用環境の整備」に、子どもや中高生の自転車利用に関する記載がある。</p> <p>また、15歳～19歳においては、2025年まで10年以上にわたり、自転車乗用中死傷者数が1万人超となっており、全年齢の約20%を占めている（警察庁統計）。</p> <p>さらに同年齢においては、人口10万人あたりの死傷者数についても、自転車乗車中の事故の割合が他の状態（歩行中や自動車乗車中等）に比べて圧倒的に高いため（警察庁統計）、通学時や学校での指導啓発等の対策が必須と考える。</p>
<p>P40～41 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 2段落目 「高齢者に対する交通安全教育を推進するため、県・市町は、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発等、指導体制の充実に努めるとともに、・・・交通ルールの遵守を促す交通安全教育に努める。」</p>	<p>高齢者に対する交通安全教育を推進するために県・市町が実施することについて、すべて「努める」という表現にとどまっている。令和7年の県内交通事故死者数72名のうち47名が高齢者であり、同教育の推進は最重要課題と考えることから、実現可能性の高い施策については「図る」「推進する」「充実させる」といった記載にすることを検討いただきたい。</p> <p>特に交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発、指導体制の充実は確実に実行いただきたい。</p>
<p>P40～41 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 2段落目 「特に運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導・・・高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品等の普及にも努める。」</p>	<p>運転免許を持たない高齢者の移動手段は、徒歩や自転車の場合が多く、人口10万人当たりの自転車死亡事故件数は、年齢層別で高齢者（65歳以上）が最も多い（警察庁統計（H27～R6合計））。</p> <p>また、自転車乗用中死傷者のヘルメット着用率が年齢層別で最も低く（警察庁統計（R6中））、自転車乗用中の車両単独の死亡事故のうち、路外逸脱や転倒が多い（警察庁統計（H27～R6合計））ため、ヘルメット着用など自分を守る教育を実施する必要があるとともに、普及に努める必要がある。</p> <p>については、「反射材用品の普及」とともに「自転車ヘルメット」の普及についても記載を検討いただきたい。</p>
<p>P44～P45 ウ 自転車の安全利用の推進 「(ア) 自転車の安全対策の強化」 4つ目の○ 「学校等と連携した自転車通学時のヘルメット着用促進等による着用率の向上を図るとともに、県や市町によるヘルメットの着用推進のための支援を必要に応じて実施する。」</p>	<p>ヘルメット着用率は小学生36.9%、中学生43.9%、高校生13.6%（警察庁「令和7年における交通事故の発生状況について」）であり、高校生の着用率が非常に低くなっている。</p> <p>また、前述のとおり、15歳～19歳においては、自転車乗用中の死傷者数や事故割合が、他の年代に比べて圧倒的に高くなっている（警察庁統計）ため、高校生が通学時にヘルメットを着用するための方針や対策が必要と考える。</p> <p>そのため、「学校等と連携した自転車通学時のヘルメット着用促進等による着用率の向上」について、「学校等と連携し、自転車通学時のヘルメット着用の校則化を促進」や「自転車通学時のヘルメット着用を自転車通学許可条件とするよう、学校等と連携」という記載にすることを検討いただきたい。</p>

	<p>また、静岡県自転車条例において、児童や中学生のみならず、高校生の通学時のヘルメット着用を義務化することを検討いただきたい。</p> <p>さらに、上記記載や条例改正の可否に関わらず、県教育委員会から全県立高校等に対し、ヘルメット着用義務化の方針を打ち出したり、校則への義務規定化を働きかけたりすることを検討いただきたい。</p> <p>東京都・千葉県・福井県等では、教育委員会において、全ての都立・県立学校で自転車通学の際は必ずヘルメットの着用を求めるという方針を打ち出し、各学校でヘルメット着用を自転車通学の許可条件としている。</p>
--	--

中部・北陸支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の安全・安心に資する取組みを推進していきます。